

群馬県ハッ場発電所で発電する電力の売却

仕様書

令和7年3月

群馬県企業局

目次

第1章 総則

- 1 適用
- 2 対象発電所
- 3 契約期間及び売却期間
- 4 売却電力
- 5 発電計画
- 6 発電の停止及び制限
- 7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

第2章 電力量料金

- 1 電力量料金の算定
- 2 電力量料金の支払
- 3 非化石価値の取扱い
- 4 FIP 制度における供給促進交付金（プレミアム）の取扱い
- 5 容量市場の取扱い
- 6 系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

第3章 その他

- 1 託送供給等の契約
- 2 記録
- 3 運用申合書の締結
- 4 FIP 移行認定申請に係る買受人の協力
- 5 地産地消に関する努力義務
- 6 法令等の遵守
- 7 守秘義務
- 8 その他

別紙1 令和3年度から令和5年度までの月別売却実績電力量

別紙2 令和3年度から令和5年度までの30分コマ毎の実績値

別紙3 発電停止計画

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、群馬県企業局（以下、「企業局」という。）が実施する群馬県ハッ場発電所で発電する電力の売却に適用する。

2 対象発電所

発電所名	ハッ場発電所
所在地	吾妻郡長野原町大字川原畑字ハッ場1086番地1
最大出力	11,700kW
発電種類	水力
発電形式	ダム式

【特記事項】

- (1) 対象発電所は、固定価格買取制度（以下、「F I T」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備として、令和3年4月に運転を開始した発電所である。
- (2) F I Tによる買取期間満了日は、令和23年（2041年）3月31日である。
- (3) 企業局と今般の入札公告に基づき決定した落札者を相手方とする電力受給契約を締結後、F I P認定を取得する予定である。なお、F I P制度が適用にならなかった場合は、別途協議する。
- (4) 対象発電所は、国土交通省直轄ダムの運用に従属して発電するため、買受人の要請による運転変更は行わない。
- (5) F I P基準価格（見込）及び現在適用を受けているF I T調達価格は、それぞれ以下のとおり。

F I P基準価格：23円97銭（消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含まない。）。

F I T調達価格：23円97銭（消費税等相当額を含まない。）

3 契約期間及び売却期間

(1) 契約期間

契約締結日から本契約に係る債務履行が完了する日まで

(2) 売却期間

令和8年7月1日から令和23年3月31日まで。

ただし、FIP移行認定申請手続きに時間を要し、令和8年7月1日から供給出来ない場合は、その開始期間について別途協議する。

4 売却電力

企業局は、ハッ場発電所で発電する電力のうち、発電所内で使用する電力を除いた

全量（以下、「売却電力量」という。）を買受人に売却する。

（１）予定売却電力量

年間 42,000,000kWh を基本とし、仕様書別紙 3「発電停止計画」を加味した各年度の予定売却電力量は以下のとおり。

令和 8 年度 : 32,230,000kWh

令和 9 年度 : 39,809,000kWh

令和 12 年度 : 39,962,000kWh

令和 15 年度 : 22,786,000kWh

令和 18 年度 : 39,886,000kWh

令和 21 年度 : 39,847,000kWh

総予定売却電力量：592,520,000kWh

なお、ハツ場発電所は水力発電所であり、気象等により売却電力量が変動することから、実際の売却にあたっては当該売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が気象等により増減した場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

（２）過去の月別売却電力量実績

令和 3 年度から令和 5 年度までの月別売却電力量の実績及び 30 分コマ毎の実績は、それぞれ別紙 2、別紙 3 のとおり。

（３）売却電力量の計量

売却電力量の計量は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により原則として一般送配電事業者が毎月末日 24 時に行うものとする。

計量期間は、毎月 1 日 0 時から同月末日 24 時までとする。

5 発電計画

企業局は買受人に対し、発電計画を通知する。

発電計画の通知方法等については、企業局及び買受人との協議により定めることとするが、原則として企業局と買受人とで交わす運用申合書に定めるとおりとし、買受人の都合による運転パターンの変更は行わないものとする。

事項	通知期限	通知内容
月間発電計画	該当計画の初月から起算して 2 ヶ月前の 15 日（土日祝日の場合は直前の平日）17 時まで	発電所毎の「2 ヶ月及び 3 ヶ月後（計 2 ヶ月間）における平日並びに休日別の最大・最小電力（kW）」
週間発電計画	当該計画の初日から起算して 10 日前（祝日の場合は直前の平日）17 時まで	発電所毎の「土曜日 0 時から翌々週の金曜日 24 時までの 30 分毎の電力量（kWh）」
翌日等発電計画	毎日 2 時間毎、奇数時間帯	発電所毎の「毎日 0 時から 2 日後の 24 時までの 30 分毎の電力量（kWh）」

なお、「年間発電計画」の通知については、運用申合書によらず、別途協議のうえ、決定する。

6 発電の停止及び制限

次の事由により、企業局は発電を停止又は制限できるものとする。

また、次により発電計画の通知後においても発電パターンを変更することがある。

- (1) 発電所設備の故障、点検
- (2) 河川及びダム流入流量変動
- (3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合
- (4) 河川管理者及びダム管理者からの要請
- (5) 一般送配電事業者の指示に基づく発電所又は送電線の停止
- (6) 電力広域的運営推進機関による指示
- (7) その他保安上必要がある場合

7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は対象発電所設備の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、売却期間における停止作業等の予定については、別紙3に示すとおりとする。ただし、本予定は現時点の計画であり、停止日数の延長や記載されていない作業停止が発生することを妨げるものではない。

定期点検等の実施にあたって、運用申合書に基づき、企業局は発電停止日時を原則として買受人に対し事前に通知することとする。

なお、設備の点検中に故障や不具合対策等による停止作業等の追加や期間の変更が発生する場合がある。

第2章 電力量料金

1 電力量料金の算定

買受人が企業局へ支払う毎月の電力量料金は、次に定める方法により算定した電力量料金の額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額とする。

ただし、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 電力量料金の算定

毎月の電力量料金の算定方法は、第1章4(3)で計量した電力量に電力量料金単価を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

企業局は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における供給電力量の算定は、その都度、企業局及び買受人との間で協議のうえ決定するものとする。

2 電力量料金の支払

企業局は、上記1により算定された電力量料金を翌月10日（以下「請求期日」という。）までに買受人に対し請求書をもって請求し、買受人は同月末日までに企業局に支払うものとする。ただし、買受人が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。

なお、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。

3 非化石価値の取扱い

（1）非化石価値の帰属

対象発電所で発電する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定あり）等の付加価値を含むものとする。

（2）非化石認定に係る認定申請

非化石認定に係る認定申請については、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担を売渡人が行うこととする。

（3）その他

非化石価値等の付加価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、企業局及び買受人は双方協議するものとする。

4 F I P制度における供給促進交付金（プレミアム）の取扱い

F I P発電所に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて買受人に属するものとする。その精算方法については別途買受人と協議する。

5 容量市場の取扱い

F I T電源、F I P電源は容量市場に参加することができないため、不参加である。ただし、制度の改正によりF I T電源、F I P電源が容量市場へ参加することが可能となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

6 系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

令和6年度より前にF I T認定を受けている発電所のため課金対象外である。ただし、制度の改正により発電側課金の対象となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

第3章 その他

1 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約の電力売却及び電力供給が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結しなければならない。

また、企業局から求められた場合には、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

なお、一般送配電事業者と買受人との発電量調整供給契約に伴い、各発電所は本契約の範囲内において買受人が指定する発電バランシンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

買受人は、本契約の解除があった場合は、次に企業局と本契約を締結する者に対して、名義の変更等、託送供給契約書等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

2 記録

企業局及び買受人は、電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。

なお、企業局が保有する電力量に係るデータは1時間値データである。

また、買受人は企業局の依頼により、買受人が供給する実績データ等について可能な範囲で企業局に提出するものとする。

3 運用申合書の締結

本契約に関する運用については、別添「運用申合書（案）」を原則とした上で、企業局及び買受人は双方協議して定め、運用申合書を作成するものとする。

4 F I P移行認定申請に係る買受人の協力

買受人は、F I P移行申請に必要な以下の書類を企業局へ提供するものとする。

- (1) 発電量調整供給契約申込書の写し
- (2) その他必要な書類

5 地産地消に関する努力義務

- (1) 買受人は、購入した電気は非化石価値も含め群馬県内に供給するよう努めるものとする。ただし、供給できない場合でも罰則等は設けない。
- (2) 上記1について確認を行うために、企業局が指示した時に買受人は群馬県内における電力供給計画等の書類（業種、電圧、供給量等）を企業局に対し提出するものとする。

6 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

7 守秘義務

企業局及び買受人は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、企業局及び買受人との協議により定めるものとする。